

条件付き一般競争入札修正公告

平成29年12月 5 日付け石岡市告示第522号「29単・東石岡一丁目地内排水路整備工事」に係る条件付き一般競争入札公告について、次のとおり修正し、公告します。

平成29年12月14日

石岡市長 今 泉 文 彦

修正箇所

条件付き一般競争入札「9 入札保証金及び契約保証金」、「10 前金払及び中間前金払」、「11 その他」を下記のとおり修正します。

(修正前)

9 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要する。(契約金額の1/10以上の額とする。)ただし、利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 前金払及び中間前金払	
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金の	

4割で計算した金額以内の前金払を請求できる。

中間前金払の認定を受け、保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前金払を請求できる。

11 その他

- (1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) 契約締結後、コリンズの登録をすること。
- (5) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。

(修正後)

9 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	石岡市建設工事執行規則第5条第2項により免除

10 前金払及び中間前金払	
なし	

11 その他	
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、一般競争入札公告共通編（建設工事）によるものとする。	
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。	
(3) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。	